

令和七年四月

令和七年四月文京区議会臨時議会議案

文
京
区

目次

議案第九十二号	文京区特別区税条例の一部を改正する条例	5 頁
議案第九十三号	土地の取得について	7 頁

議案第九十二号

文京区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年四月三日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特別区税条例の一部を改正する条例

文京区特別区税条例（昭和三十九年十二月文京区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第一号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エ中「特定小型原動機付自転車」の下に「（以下「特定小型原動機付自転車」という。）」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット以下のもの 年額
二千円

第四十六条の二第二項各号列記以外の部分中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第九十五条の二第二項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び次項において同じ。）を提示」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定小型原動機付自転車に係る種別割の減免を受けようとする者にあつては、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの提示を要しないものとする。

第四十六条の二第二項第五号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条第四項中「前二項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。
第五十九条第一項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の文京区特別区税条例第三十九条第一項第一号の規定は、令和七年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和六年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（説 明）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第九十三号

土地の取得について

右の議案を提出する。

令和七年四月三日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

土地の取得について

左記のとおり土地を取得する。

記

一 取得の目的 区立学校改築工事期間中の代替用地

二 土地の表示 所在 東京都文京区大塚四丁目

地番 三十六番一外三十筆（別紙のとおり）

地目 学校敷地及び宅地並びに公衆用道路

地積 学校敷地及び宅地 六、四〇二・五三平方メートル
公衆用道路 二九平方メートル（持分三分の一）

三 取得価格 金百三十八億円

四 相手方 東京都文京区大塚四丁目四十六番九号

学校法人三室戸学園

理事長 三室戸東光

(説明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第八号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第三条の規定により、本案を提出いたします。

所在地	地番	地目	地積
東京都文京区大塚四丁目	三十六番一	宅地	八〇一・九八平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	三十六番五十七	宅地	一、一九二・八八平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	三十六番五十八	宅地	七一・〇七平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	三十六番七十四	公衆用道路	二九平方メートル（持分三分の一）
東京都文京区大塚四丁目	三十六番百九十七	宅地	二三二・〇六平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	三十六番二百四十七	宅地	二六七・六五平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	三十六番二百五十	宅地	一・四八平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	三十六番二百五十一	宅地	二三・六八平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	三十六番二百五十二	宅地	六・六一平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	三十六番二百五十三	宅地	六九九・一八平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	三十六番二百五十八	宅地	〇・一八平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	三十六番二百七十四	宅地	二七八・三三平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	百二十五番一	学校敷地	一、三三二・四七平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	百二十六番十二	宅地	三〇・九六平方メートル

東京都文京区大塚四丁目	百二十六番三十	宅地	三〇・九八平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	百二十六番二十九	宅地	三六・五六平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	百二十六番二十八	宅地	五五・三六平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	百二十六番二十七	宅地	二六・〇四平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	百二十六番二十六	宅地	三・六二平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	百二十六番二十五	宅地	六・三一平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	百二十六番二十三	宅地	一二・〇三平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	百二十六番二十二	宅地	一〇八・九五平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	百二十六番二十一	宅地	四九・八五平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	百二十六番二十	宅地	一四四・六二平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	百二十六番十九	宅地	一一・七三平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	百二十六番十八	宅地	六・七一平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	百二十六番十六	宅地	三〇・三八平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	百二十六番十五	宅地	九三・一二平方メートル
東京都文京区大塚四丁目	百二十六番十三	宅地	一〇・八六平方メートル

東京都文京区大塚四丁目	東京都文京区大塚四丁目
百二十七番五	百二十七番六
宅地	宅地
七三四・七七平方メートル	一〇二・一一平方メートル